

農地法第3条第2項第5号の規定により農業委員会が定める別段の面積

令和3年第11回穴水町農業委員会総会において、穴水町の農地の下限面積（別段の面積）を以下のように決めました。

当町において農地を取得しようとするときは、その取得後の耕作面積が、下記の面積に達しない場合、それを許可することはできません。

令和3年12月27日

穴水町農業委員会



(1) 特定の区域

区域	面積(案)
旧穴水町	10アール
旧住吉村	10アール
旧 兜村	10アール
旧諸橋村	10アール

(2) 空き家に付属した農地

区域	面積
空き家に付属した農地	0.1アール